

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社藤建設	愛媛県宇和島市津島町山財5379

2. 指名停止措置期間

令和5年2月24日 から 令和5年3月9日 まで （2週間）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である(株)藤建設と同社代表取締役は、令和4年6月24日、愛媛県発注の河床掘削工事において、作業員1名がバックホウと接触し死亡した事故に関し、バックホウの誘導者を配置せず、その作業範囲内に作業員を立ち入らせ、もって機械等による危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同年12月1日、労働安全衛生法違反の罪で宇和島簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。
本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)